

平成30年度 事務事業振返りシート (平成29年度 実施事業の振返り)

1. 基本情報						
事務事業コード	0100010103010101	事務事業名	農業委員会運営事業	担当部		
				担当課	農業委員会事務局	
政策名	03	活力ある産業のまちづくり		担当課長	内田 大作	
施策名	01	農・林・水産業の振興		グループ	振興農地グループ	
基本事業名	01	農林漁業経営体への支援		内線番号	3502	
予算科目	会計	一般会計	事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 S 26 年度～) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度(~)		
	款	06 農林水産業費		根拠法令・条例等	農業委員会等に関する法律、農地法、経営基盤強化法等	
	項	01 農業費				
	目	01 農業委員会費				
評価区分	標準評価	評価対象	1次評価	関連計画	特になし	

2. 事務事業の概要・目的・指標 <Do>

(1) 事務事業の概要 (具体的なやり方、手順、詳細を記述)

農業委員会運営事業は、農業委員の活動に関する事務が主なものとなっている。
 <農業委員の構成> 37名(選挙委員:30名、選任委員:7名) 選任は(農協1名、かごしま中部農業共済組合1名、土地改良区1名、議会推薦4名)の計7名。
 <農業委員任期> 平成27年5月1日～平成30年4月30日までの3年間
 <農業委員報酬> 月額(会長:79,600円、会長代理:60,700円、委員:50,600円)
 <主な活動内容>
 ・農地法に基づく業務(農地法3・4・5条申請の許可、農地の利用状況調査、農地所有適格法人の要件確認と指導、遊休農地の所有者への対応)
 ・農業経営基盤強化促進法に基づく業務(基本構想に対する意見、農用地利用集積計画の決定、担い手等に対する利用権設定等の促進)
 ・農業振興地域整備法に基づく業務(農業振興地域整備計画に対する意見)
 ・その他業務(農業経営及び農民生活に関する調査・研究、農業者年金制度の普及、農業及び農民に関する情報提供)等

① 活動指標 (事務事業の活動量)		単位	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (実績)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
ア	定例総会、専門部会、現地調査の開催	回数	36	36	36	37	36
イ							
ウ							

(2) 事務事業の目的

② 対象 (誰、何を対象にしているのか)		③ 対象指標 (左記②対象の大きさを表す指標)	単位	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (実績)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
ア	農業委員 農地利用最適化推進委員(H30.5～)	委員数	人	37	37	37	40	40
イ	申請	農地法に基づく申請件数	件	1,742	1,700	1,668	1,700	1,700
ウ								

④ 意図 (②対象をどうしたいのか)		⑤ 成果指標 (左記④意図の達成度を表す指標)	単位	28年度 (実績)	29年度 (目標)	30年度 (実績)	31年度 (目標)	32年度 (目標)
ア	円滑な活動を行なってもらう	農業委員活動日数	日数	879.0	900.0	846.0	900.0	900.0
イ	適正に処理される	農業委員が処理した申請件数	件	1,742	1,700	1,668	1,700	1,700
ウ								

(3) 上位の基本事業

⑥ 基本事業の意図 (さらにとどのような成果に結びつくのか)		⑦ 基本事業の成果指標 (左記⑥意図の達成度を表す指標)	単位	28年度 (実績)	29年度 (目標)	30年度 (実績)	31年度 (目標)	32年度 (目標)
ア	経営体質が強化される	認定農業者数	戸	284	315	282		
イ								
ウ								

3. 事務事業の環境変化・市民意見等
 (法改正や事業を取り巻く環境変化、市民や議会などからの意見等)

平成21年度の農地法改正により、年に1回の農地利用状況調査が義務化された。農業委員会の審議・活動の「見える化」を推進するため、総会議事録及び委員活動の積極的な情報発信・公表が義務化された。農地利用状況調査を通じた農地利用監視活動の徹底と遊休農地の発生防止・解消対策の推進が義務化された。平成28年4月の改正農業委員会法の施行に伴い対応が必要である。(主な内容は、農業委員の選出方法の改正、農業委員定数の削減、農地利用最適化推進員の新設、農地利用の最適化の推進等)

4. 事業費の推移		単位	28年度 (決算)	29年度 (予算)	30年度 (決算)	31年度 (予算)	32年度 (計画)
事業費	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
	県支出金	千円	32	32	52	2,683	2,923
	地方債	千円	0	0	0	0	0
	その他	千円	102	116	263	136	154
	一般財源	千円	25,446	25,880	25,557	28,506	27,797
事業費		千円	25,580	26,028	25,872	31,325	30,874
投入量							

5. 平成29年度の実績及び成果

(1) 平成29年度の実績(取組)	(2) 平成29年度の成果
定例総会12回、現地調査12回 農地・振興専門部会12回 認定農業者との意見交換会4回 <農地法関係事務処理(申請)件数> 農地法3条 160件、農地法4条 67件、農地法5条 322件 農用地除外用途区分変更等 59件、農地利用変更届 24件 経営基盤強化法(所有権移転 37件、利用権設定 935件) 事業計画変更 12件、買受適格証明 1件、農地あっせん 51件	総会の審議経緯や結果について議事録を作成しホームページへ公表することにより、許可判断の透明性と公平性が確保された。 農地専門部会では、農地法申請に基づく現地調査の報告や許可基準の内容等について協議を行い、許認可に係る適正な判断を行った。 振興専門部会は、改正農業委員会法に基づく農業委員・農地利用最適化推進委員の業務、役割等に関する学習等を行い、委員の資質向上に繋がった。 農業者との意見交換会を開催し、耕作放棄地の対策や利用権設定等について協議を行い、地域の実情を把握した。 農業委員会定例総会・専門部会関係事務を農業委員会運営事業に統合した。

事務事業コード	0106010103010101	事務事業名	農業委員会運営事業	担当部	
				担当課	農業委員会事務局

6. 振返り <SEE(Check)>		理由
A 目的妥当性	① この事務事業の目的は、基本事業の意図に結びついていますか？ <input type="checkbox"/> 結びついている <input checked="" type="checkbox"/> 間接的に結びついている <input type="checkbox"/> 結びついていない	農業委員が地域での円滑な活動を行うことにより、間接的に農業者の経営体質の強化に結びつく。
	② ・この事業をなぜ市が行わなければならないのですか？ ・税金を投入して達成する目的ですか？ <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	農地法及び農業委員会法に基づき農業委員会が実施すべき法令業務であることから、市が本事業を行うことは妥当である。
B 有効性	③ 成果が向上する余地(可能性)はありませんか？ <input type="checkbox"/> 向上する余地はかなりある <input checked="" type="checkbox"/> 向上する余地はある程度ある <input type="checkbox"/> 向上する余地はほとんどない	各農業委員が担当地域内において農地の適正利用の監視活動を行うことで活動日数は向上する。また、遊休化している農地については、指導を行い、耕作者を探すなどの活動を行うことで、利用権設定等の申請件数も向上する。
	④ 廃止・休止の影響はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がほとんどない	農業委員は、地方自治法第180条の5において普通地方公共団体に置かなければならない委員会である。また、農業委員会等に関する法律第3条において設置が義務づけられ、同法第6条の所掌事務を実施しなければならないため廃止はできない。
	⑤ 類似の目的(対象・意図)又は形態(イベントや啓発等)を持つ他の事務事業はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 類似の事業はない <input type="checkbox"/> 類似の事業はあるが、統合又は連携できない <input type="checkbox"/> 類似の事業があり、統合又は連携できる	類似事業がある場合の事務事業名等
C 効率性	⑥ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、事業費を削減できませんか？ ・補助金など、交付先に働きかけて、市の負担を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	農地法等申請に基づく許認可業務を行う委員に対して支払われる報酬及び総会・現地調査資料代のほか、委員の知識向上のための書籍等、各種協議会への負担金が主な事業費であり、これ以上の削減の余地はない。
	⑦ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、人件費(延べ業務時間)を削減できませんか？ ・職員以外の対応や委託により人件費を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	議案作成等における職員の業務時間については、農地台帳システムの活用により事務の効率化を図っているが、法改正に伴う事務が増加しているため、これ以上の削減の余地はない。
D 公平性	⑧ 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていませんか？ また、受益者負担の公平性が確保されていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	農業委員会は専属的な権限により法令業務を行っているため、許認可に係る審査等については、法の許可基準を遵守し判断しており、公平性が確保されている。

7. 1次評価結果 <PLAN(Action - Plan)> (組織決定)		【参考】前年度の改革改善の方向性					
		継続・統合					
(1)平成31年度の事務事業の改革改善の方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
	○	○					
(2)平成30年度の改革改善の内容(取り組むべき課題)	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年5月1日改正農業委員会法に適合した新体制の農業委員会に移行する。 農業委員と農地利用最適化推進委員が相互に連携して、農地利用の最適化を推進する。 農地の利用状況調査等については、タブレットの導入等により調査及び事務の効率化を図る。 						
(3)平成31年度の方向性(具体的な取組)	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員、農地利用最適化推進委員が相互に連携して農地利用の最適化の推進に努める。(農地利用の最適化:①担い手への農地の集積・集約化②遊休農地の発生防止・解消③新規参入の促進) 農業委員、農地利用最適化推進委員の円滑な業務実施のため、研修会等に積極的に参加し、知識習得、資質向上に努める。 						

8. 2次評価結果 (担当部長評価)		評価者	部局				
(1)事務事業の改革改善方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
(2)総評							

事務事業コード	0106010103010101	事務事業名	農業委員会運営事業	担当部	0
			担当課	農業委員会事務局	

9. コストの推移

(単位:千円)		平成29年度 (決算)	平成30年度 (当初予算)	平成31年度 (計画)
1	報酬	22,935	25,952	26,226
2	給料	0	0	
3	職員手当等	0	0	
4	共済費	0	0	
5	災害補償費	0	0	
7	賃金	0	0	
8	報償費	0	0	
9	旅費	859	1,794	1,344
10	交際費	3	20	20
11	需用費	594	1,566	1,286
	消耗品費	505	1,420	1,062
	燃料費	74	100	112
	食糧費	0	0	
	印刷製本費	0	36	36
	光熱水費	0	0	
	修繕料	15	10	76
	賄材料費	0	0	
	飼料費	0	0	
	医薬材料費	0	0	
12	役員費	182	170	188
	通信運搬費	69	70	70
	広告料	0	0	
	手数料	0	0	
	保険料	113	100	118
13	委託料	0	616	864
14	使用料及び賃借料	59	74	
15	工事請負費	0	0	
16	原材料費	0	0	
17	公有財産購入費	0	0	
18	備品購入費	0	200	
19	負担金補助及び交付金	914	933	939
20	扶助費	0	0	
21	貸付金	0	0	
22	補償補填及び賠償金	0	0	
23	償還金利息及び割引料	321	0	
24	投資及び出資金	0	0	
25	積立金	0	0	
26	寄附金	0	0	
27	公課費	5	0	7
28	繰出金	0	0	
計		25,872	31,325	30,874
財源内訳	国庫支出金	0	0	
	県支出金	52	2,683	2,923
	地方債	0	0	
	その他	263	136	154
	一般財源	25,557	28,506	27,797
計		25,872	31,325	30,874

平成29年度補正・流用状況

当初予算	26,028
補正予算	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
流用・充用	172
予算合計	26,200

平成29当初予算には平成28年度からの繰越分を含む

平成29年度特定財源内訳

区分	名称	金額
県支出金	国有農地等管理処分事業交付金	52
その他	農地売買事業等業務受託費	5
その他	雑入	5
その他	囑託登記手数料	175
その他	その他証明手数料	78
		0
		0
		0
		0
		0
		0
		0
		0
		0
		0
		0
		0
合計		315

平成30年度 事務事業振返りシート (平成29年度 実施事業の振返り)

1. 基本情報							
事務事業コード	0100010103010104	事務事業名	農業者年金事務	担当部			
政策名	03	活力ある産業のまちづくり		担当課	農業委員会事務局		
施策名	01	農・林・水産業の振興		担当課長	内田 大作		
基本事業名	01	農林漁業経営体への支援		グループ	振興農地グループ		
予算科目	会計	一般会計		事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 S 45 年度～) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 (~)		
	款	06 農林水産業費			根拠法令・条例等	独立行政法人農業者年金法	
	項	01 農業費					
	目	01 農業委員会費					
評価区分	標準評価	評価対象	1次評価	関連計画	特になし		

2. 事務事業の概要・目的・指標 <Do>

(1) 事務事業の概要 (具体的なやり方、手順、詳細を記述)

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上と農業者の確保に資することを目的とする公的年金制度であり、事業の主なもの、加入推進のリーフレット作成・配布や現況届け等通信運搬費、年金受給者の育成補助金となっている。
 ・農業者年金に関する主な事務は、受給方法等の相談、経営移譲年金・特例給付金の適正な支給確保、死亡による支給停止事務、支給台帳管理、現況届受理等。
 ・農業者年金受給者会については、5つの支部組織があり、農業者年金受給者会員相互の融和や親睦、地域農業の向上を目的に組織されている。また、各会の事務は、農業委員会事務局及び各総合支所産業建設課 産業振興グループの担当職員が行っている。
 ・農業者年金受給者会の内訳(国分単人・溝辺・横川牧園・霧島・福山の5つの受給者会)※国分・単人は平成29年度統合。
 <補助金交付申請者>:霧島市年金受給者協議会 <補助金交付額>:285,000円
 ・農業委員の中から各地区の農業者年金加入推進部長7名を選出し、新規就農者や担い手等に対し制度の普及活動及び加入推進を図っている。

① 活動指標 (事務事業の活動量)		単位	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (実績)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
ア	年金の勧誘活動日数	日	14	84	65	84	84
イ	年金受給者協議会の活動日数	日	13	10	16	10	10
ウ	研修会開催数	日	8	8	7	8	8

(2) 事務事業の目的

② 対象 (誰、何を対象にしているのか)	③ 対象指標 (左記②対象の大きさを表す指標)	単位	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (実績)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
ア 加入推進対象者で未加入者	加入推進対象者数	人	173	173	173	173	173
イ 農業者年金待機者(60歳～64歳)	年金受給待機者数	人	194	180	194	180	180
ウ 農業者年金受給者会会員	会員数	人	435	450	377	400	400

④ 意図 (②対象をどうしたいのか)	⑤ 成果指標 (左記④意図の達成度を表す指標)	単位	28年度 (実績)	29年度 (目標)	30年度 (実績)	31年度 (目標)	32年度 (目標)
ア 農業者年金に加入される	農業者年金への新規加入者	人	4.0	5.0	2.0	5.0	5.0
イ 会員相互の融和が図られ安定した老後生活が送れる	年金受給者会の会員数	人	435	450	377	400	400
ウ							

(3) 上位の基本事業

⑥ 基本事業の意図 (さらにどのような成果に結びつくのか)	⑦ 基本事業の成果指標 (左記⑥意図の達成度を表す指標)	単位	28年度 (実績)	29年度 (目標)	30年度 (実績)	31年度 (目標)	32年度 (目標)
ア 経営体質が強化される	認定農業者数	人	284	315	282		
イ							
ウ							

3. 事務事業の環境変化・市民意見等

(法改正や事業を取り巻く環境変化、市民や議会などからの意見等)

農業者年金制度は、農業者もサラリーマン並みの老後の安定及び福祉の向上を目的に、昭和45年から国民年金の上乗せ年金として創設された公的な政策年金制度であった。しかし、受給者に比べて加入者が減少したことにより年金財政が悪化したことから、平成13年に抜本改革が行われ、加入者、受給者に左右されにくい安定した積立方式の新制度に移行された。加入対象者からは加入条件や支給額等制度内容についての問合せがあるが、現在の農業所得では加入しにくい、掛金をもっと安くできないかとの声がある。

4. 事業費の推移

		単位	28年度 (決算)	29年度 (予算)	30年度 (決算)	31年度 (予算)	32年度 (計画)
事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0
		県支出金	千円	0	0	0	0
		地方債	千円	0	0	0	0
		その他	千円	679	708	628	798
		一般財源	千円	179	187	0	73
	事業費	千円	858	895	628	871	
投入量							

5. 平成29年度の実績及び成果

(1) 平成29年度の実績 (取組) <取組内容を数値等により具体的に記載>	(2) 平成29年度の成果 <左記の実績(取組)による成果を記載>
<ul style="list-style-type: none"> 農業者の老後生活の安定を図るため、農業者年金制度の周知を行なった。また、受給者会員相互の親睦と融和を図るため、受給者会総会等を実施した。 農業者年金受給事務処理 (死亡届、未支給請求等 41件、現況届 462件) 各農業者年金受給者会総会の開催 5回 合同地区別会議(さつま町)への参加者4人 農業者年金加入推進部長(7人)の活動回数 延べ65回 	<ul style="list-style-type: none"> 国分・単人地区受給者会を統合し、活動の強化を図った。 国分単人、溝辺、横川牧園、霧島、福山の5地区において農業者年金受給者総会を開催し、会員相互の融和と親睦が深まった。 年金受給者と加入推進部長で合同地区別会議等へ出席し、制度の仕組みや現状、必要性等について学習し、理解が深まった。

事務事業コード	0106010103010104	事務事業名	農業者年金事務	担当部	
				担当課	農業委員会事務局

6. 振り返り <SEE(Check)>		理由
A 目的妥当性	① この事務事業の目的は、基本事業の意図に結びついていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている <input type="checkbox"/> 間接的に結びついている <input type="checkbox"/> 結びついていない	農業者年金の未加入者が農業者年金に加入することは、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に繋がり、経営体質の強化に結びついている。また、農業者年金待機者や受給者会会員が会員相互の融和を図り安定した老後生活を送ることは、経営体質の強化に結びつく。
	② ・この事業をなぜ市が行わなければならないのですか？ ・税金を投入して達成する目的ですか？ <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	独立行政法人農業者年金基金法に基づく事務事業であり、市が窓口業務として本事業を行うことは妥当である。
B 有効性	③ 成果が向上する余地(可能性)はありませんか？ <input type="checkbox"/> 向上する余地はかなりある <input checked="" type="checkbox"/> 向上する余地はある程度ある <input type="checkbox"/> 向上する余地はほとんどない	本制度の普及推進活動を行なうことで、加入者の増加が見込まれることから向上の余地はある程度ある。
	④ 廃止・休止の影響はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がほとんどない	独立行政法人農業者年金基金法に基づく事務であり、廃止も休止もできない。
	⑤ 類似の目的(対象・意図)又は形態(イベントや啓発等)を持つ他の事務事業はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 類似の事業はない <input type="checkbox"/> 類似の事業はあるが、統合又は連携できない <input type="checkbox"/> 類似の事業があり、統合又は連携できる	類似事業がある場合の事務事業名等
C 効率性	⑥ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、事業費を削減できませんか？ ・補助金など、交付先に働きかけて、市の負担を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	事業費は年金基金からの受託金で運営されており、年金制度の周知と受給者の現況届け等の事務に係る事業費のみであり削減はできない。また、年金受給者会への育成補助金は、受給者相互の親睦を図るための経費で、本事業費が削減されることで、相互の融和・親睦を図る機会がなくなることから削減はできない。
	⑦ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、人件費(延べ業務時間)を削減できませんか？ ・職員以外の対応や委託により人件費を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	職員の事務は、書類の確認審査や年金基金への書類提出及び新規加入促進事務、経営移譲年金受給者予定者への指導などが主な事務であり、必要最小限の事務を行っていることから、これ以上の人件費の削減はできない。
D 公平性	⑧ 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていませんか？ また、受益者負担の公平性が確保されていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	本制度は要件を満たす農業従事者が加入の対象者であり、公的年金制度により農業での生活を専門的に行なう農家等に対し広く制度の普及推進を行なっているため公平・公正である。

7. 1次評価結果 <PLAN(Action - Plan)> (組織決定)		【参考】前年度の改革改善の方向性 < 継続・やり方改善 >					
(1)平成31年度の事務事業の改革改善の方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
	○	○					
(2)平成30年度の改革改善の内容(取り組むべき課題)	・農業者年金制度の加入促進を図るため、担い手農家等に対し「加入推進啓発リーフレット」を配布する。 ・年金受給待機者に対し、受給後の受給者会への入会を勧める。 ・年金制度等を深く理解するため、受給者、農業者年金加入推進部長等に対し研修会等への参加を呼びかける。 ・受給者会の組織強化、活動の活性化等を図るため、全ての支部を受給者協議会に統合する。						
(3)平成31年度の方向性(具体的な取組)	・引き続き農業者年金制度の加入を推進する。 ・受給者協議会に対し育成補助金を交付し活動の活性化を促し、会員相互の親睦と融和を図る。 ・制度を深く理解するため、受給者、農業者年金加入推進部長等の研修会等への参加を推進する。						

8. 2次評価結果 (担当部長評価)		評価者	部局				
(1)事務事業の改革改善方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
(2)総評							

平成30年度 事務事業振返りシート (平成29年度 実施事業の振返り)

1. 基本情報						
事務事業コード	0100010103010105	事務事業名	機構集積支援事業	担当部		
政策名	03	活力ある産業のまちづくり		担当課	農業委員会事務局	
施策名	01	農・林・水産業の振興		担当課長	内田 大作	
基本事業名	01	農林漁業経営体への支援		グループ	振興農地グループ	
予算科目	会計	一般会計	事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 H 22 年度～) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 (~)		
	款	06 農林水産業費		根拠法令・条例等	農地法、農地中間管理事業の推進に関する法律	
	項	01 農業費				
	目	01 農業委員会費				
評価区分	標準評価	評価対象	1次評価	関連計画	特になし	

2. 事務事業の概要・目的・指標 <Do>

(1) 事務事業の概要 (具体的なやり方、手順、詳細を記述)

本事業は、遊休農地の実態把握と発生防止・解消対策による農地の有効利用を推進するため次の事業を行う。
 ・農業委員による農地全筆の利用状況調査(1号遊休農地と2号遊休農地の2つの区分に分ける)
 ※1号遊休農地(過去1年以上農作物の作付け等がされていない農地)、2号遊休農地(適切に管理されていない低利用の農地)
 ・1号遊休農地の所有者等に指導通知、2号遊休農地の所有者等に意向調査を行う。
 指導通知は、農地を自ら耕作するよう指導する通知。
 意向調査は、農地を自ら耕作できない場合、借り手・買い手等を捜してもらいたいかなど意向を確認する通知。
 意向調査の結果に基づき、農地中間管理機構との協議や貸借・売買希望者の農地のあっせんを行う。
 ・農家台帳システムの整備を行うため、意向調査の情報入力や固定資産税課税台帳及び住民基本台帳との突合を行う。
 ・農地ナビに対応したデータ整備を行い、インターネットによる農地の情報提供を行う。

① 活動指標 (事務事業の活動量)		単位	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)
ア	利用状況調査日数	日	90	90	90	90	90
イ	指導通知・意向調査数	件	3,326	3,326	534	534	534
ウ							

(2) 事務事業の目的

② 対象 (誰、何を対象にしているのか)		③ 対象指標 (左記②対象の大きさを表す指標)	単位	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)
ア	市内の農地面積	農地面積	ha	6,450	6,410	6,410	6,410	6,410
イ	遊休農地	1号・2号遊休農地の面積	ha	803	778	711	711	711
ウ								

④ 意図 (②対象をどうしたいのか)		⑤ 成果指標 (左記④意図の達成度を表す指標)	単位	28年度 (実績)	29年度 (目標)	30年度 (実績)	30年度 (目標)	31年度 (目標)
ア	有効利用される	耕作面積	ha	5,960.0	5,960.0	5,920.0	5,920.0	5,920.0
イ	解消される	遊休農地が解消された農地	ha	176	25	54	54	54
ウ								

(3) 上位の基本事業

⑥ 基本事業の意図 (さらにどのような成果に結びつくのか)		⑦ 基本事業の成果指標 (左記⑥意図の達成度を表す指標)	単位	28年度 (実績)	29年度 (目標)	30年度 (実績)	30年度 (目標)	31年度 (目標)
ア	経営体質が強化される	認定農業者数	人	284	315	282		
イ								
ウ								

3. 事務事業の環境変化・市民意見等
 (法改正や事業を取り巻く環境変化、市民や議会などからの意見等)

平成21年の農地法改正により、年に1回の農地利用状況調査が義務化され、市町村が実施する耕作放棄地全体調査と農業委員会が実施する利用状況調査のデータを照合するなど両調査と連携して行うこととなった。耕作放棄地全体調査の区分判断は、緑(簡易な作業で営農再開可)、黄(基盤整備等により営農再開可)、赤(農地としての利用が不可能な土地)とされたが、平成24年12月に調査要領が改正され、区分判断が、A分類(緑と黄)とB分類(赤)の2通りに簡素化された。平成26年より、利用状況調査の区分が1号遊休農地と2号遊休農地となった。

4. 事業費の推移		単位	28年度 (決算)	29年度 (予算)	29年度 (決算)	30年度 (予算)	31年度 (計画)
事業費 投入量	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
	県支出金	千円	3,703	3,683	2,532	1,316	1,607
	地方債	千円	0	0	0	0	0
	その他	千円	0	0	0	0	0
	一般財源	千円	172	85	33	3,663	982
	事業費	千円	3,875	3,768	2,565	4,979	2,589

5. 平成29年度の実績及び成果

(1) 平成29年度の実績(取組) <取組内容を数値等により具体的に記載>	(2) 平成29年度の実績(取組)による成果を記載>
<農地利用状況調査> ・調査時期 : 平成29年6月～8月 ・調査延べ人員 : 256人 ・調査対象面積 : 6,688ha ・調査対象筆数 : 60,518筆 <農地利用意向調査> 調査対象者 : 534人 調査筆数 : 634筆 調査面積 : 59ha	<遊休農地所有者からの回答内容> ・農地中間管理機構希望 94筆 89,113㎡ ・農業委員会希望 43筆 39,641㎡ ・権利移転希望 12筆 7,663㎡ ・耕作・保全管理 111筆 106,432㎡ ・その他 71筆 711,16㎡ 合計 331筆 313,965㎡

事務事業コード	0106010103010105	事務事業名	機構集積支援事業	担当部	
				担当課	農業委員会事務局

6. 振り返り <SEE(Check)>		理由
A 目的妥当性	① この事務事業の目的は、基本事業の意図に結びついていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている <input type="checkbox"/> 間接的に結びついている <input type="checkbox"/> 結びついていない	市内の農地が有効利用され、また、遊休農地が解消されることは、経営体質が強化されることに結びつく。
	② ・この事業をなぜ市が行わなければならないのですか？ ・税金を投入して達成する目的ですか？ <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	農業委員会においては、平成21年12月の農地法改正により、毎年1回区域内にある農用地の利用状況調査と、その所有者に対する農地の農業上の利用意向について調査することが義務となっており、市が行うことは妥当である。
B 有効性	③ 成果が向上する余地(可能性)はありませんか？ <input type="checkbox"/> 向上する余地はかなりある <input checked="" type="checkbox"/> 向上する余地はある程度ある <input type="checkbox"/> 向上する余地はほとんどない	本事業を行うことで、農地の利用状況の把握と遊休化する農地への指導が可能となり、遊休化する農地の歯止めにつながるため事業実施による成果向上余地はある。
	④ 廃止・休止の影響はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がほとんどない	本事業は平成21年度の農地法改正により、農業委員会の新たな役割として、農地一筆ごとの利用状況を把握する「利用状況調査」を毎年実施することが義務付けられた。法に定められた調査であり、廃止・休止することで、遊休農地の解消に支障が生じる。
	⑤ 類似の目的(対象・意図)又は形態(イベントや啓発等)を持つ他の事務事業はありませんか？ <input type="checkbox"/> 類似の事業はない <input checked="" type="checkbox"/> 類似の事業はあるが、統合又は連携できない <input type="checkbox"/> 類似の事業があり、統合又は連携できる	類似事業がある場合の事務事業名等 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査 荒廃農地の発生・解消状況調査は、農政畜産課が要綱に基づき実施している。一方、農地利用状況調査は農業委員会が農地法に基づき実施しており、調査データは荒廃農地調査にも活用はされるが、調査の統合はできない。
C 効率性	⑥ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、事業費を削減できませんか？ ・補助金など、交付先に働きかけて、市の負担を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	主な経費は、利用状況調査を円滑に行うために必要な地図システムの更新作業や調査図面等の作成に係る経費、農業委員による現地調査に係る経費等であり、必要最小限の費用で実施しているため、これ以上の削減余地はない。
	⑦ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、人件費(延べ業務時間)を削減できませんか？ ・職員以外の対応や委託により人件費を削減できませんか？ <input type="checkbox"/> 削減できない <input checked="" type="checkbox"/> 削減できる	農地利用状況調査は紙台帳を使用しており、調査及び調査結果の確認作業等に相当の時間と労力を要しているが、タブレット端末を利用した調査に切り替えることで、業務時間等の削減はある程度可能である。
D 公平性	⑧ 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていませんか？ また、受益者負担の公平性が確保されていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	農地法改正により、法の柱であった耕作者主義が農地の有効利用促進へと方針転換され、農地所有者等に適正かつ効率的な利用の確保が義務付けられた。また、農業委員会については、管内の全ての農地を対象に利用状況調査を行うことが義務化されており、公平・公正である。

7. 1次評価結果 <PLAN(Action - Plan)> (組織決定)		【参考】前年度の改革改善の方向性 継続・やり方改善					
(1)平成31年度の事務事業の改革改善の方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
	○	○					
(2)平成30年度の改革改善の内容(取り組むべき課題)	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度農林水産省経営局農地政策課長通知「遊休農地に関する措置の計画的な実施について」により、利用状況調査、利用以降調査等の遊休農地の措置については、計画的かつ速やかな実施が求められていることから、タブレット端末の導入により業務の効率化を図る。 平成30年5月1日から農業委員会が新体制に移行し、農業委員が37名から19名となる。また、新たに農地利用最適化推進委員21名が委嘱されることとなるため、調査等業務に支障をきたさないよう入念な説明、事前準備を行う。 <利用状況調査>:平成30年7月～9月(新体制移行後に実施予定) <利用意向調査>:平成30年11月 						
(3)平成31年度の方向性(具体的な取組)	<ul style="list-style-type: none"> 従来どおり、利用状況調査、利用意向調査の計画的な実施に努める。 						

8. 2次評価結果 (担当部長評価)		評価者	部局				
(1)事務事業の改革改善方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
(2)総評							

